

仕 様 書 (案)

1 件名

江東区環境基本計画等策定支援業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

江東区環境清掃部温暖化対策課

4 趣旨・目的

江東区では、江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「江東区環境基本計画」を策定し、取り組みを推進している。

平成27年に10年計画として策定し、令和元年度には前期の進捗状況を踏まえ、後期5年の「江東区環境基本計画（後期）令和2年～令和6年度（以下「現行計画」という）」の改定を行った。

また、令和5年度には現行計画に含まれる地方公共団体実行計画（区域施策編）である「KOTO低炭素プラン」を改定し、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を策定する予定であり、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、温暖化対策の推進に取り組んでいる。同プランの中で、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「チーム江東・環境配慮推進計画」の改定に先駆けて、新たな目標設定等の大枠を示す見込みである。

令和6年度に現行計画の進捗状況を分析・評価を行い、国や東京都の各種関連計画や区の長期計画、現在の社会状況等を踏まえ、次期「江東区環境基本計画」及び「チーム江東・環境配慮推進計画」を策定（改定）することとしている。

策定にあたっては、江東区環境審議会に諮問・答申を経る他、区民・事業者代表及び学識経験者・区職員で構成する江東区環境基本計画策定専門委員会及び区職員で構成する庁内検討会を設置し、活発な議論・検討を行う。

5 計画策定への視点

計画策定にあたり、以下の視点を取り入れる。

◇「環境基本計画」について

- (1) 江東区基本構想の大綱「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」、江東区環境基本条例で定める4つの都市像「環境配慮都市」、「自然共生都市」、「健康安全都市」、「快適文化都市」を踏まえたものとする
- (2) 「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」（令和5年度策定）の内容を盛り込み、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含すること

- (3) 気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を包含すること
 - (4) 国・東京都・特別区の法令及び各種計画、国際情勢や社会状況等の最新動向、本区の地域特性等を踏まえた内容とすること
 - (5) 本区の地方公共団体実行計画（事務事業編）であるチーム江東・環境配慮推進計画と連携すること
- ◇「チーム江東・環境配慮推進計画」（地方公共団体実行計画（事務事業編））について
- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」への対応
 - (2) 区施設におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量等について詳細な現状把握・分析
 - (3) 「江東区環境基本計画」（令和6年度策定予定）、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」（令和5年度策定）の内容と整合性を図ること

6 委託業務内容

◇「江東区環境基本計画」について

(1) 現況把握・分析と課題の整理

- ① 環境に係る法令及び各種計画、国際情勢や社会状況等の収集及び分析、次期計画に盛り込むべき内容や視点の整理
- ② 区民意識調査結果や本区の関連計画、地域特性に基づく本区の現状把握
- ③ 現行計画の各施策取組・指標の効果検証・要因分析・評価及び課題抽出
- ④ 最新技術等の情報収集

関連する本区の計画等

江東区基本構想、江東区長期計画（改定予定）、ゼロカーボンシティ江東区実現プラン（令和5年度策定）、チーム江東・環境配慮推進計画（環境白書、公共建築物等における木材利用推進方針、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、江東区みどりの基本計画、江東区都市計画マスタープラン2022、江東区国土強靱化地域計画、住宅マスタープラン、江東区マンション建築方針、江東区地下鉄8号線沿線まちづくり構想、江東区臨海部都市交通ビジョン（案）、豊洲グリーン・エコアイランド構想、江東区地域防災計画、交通安全計画、交通安全実施計画 等

(2) 次期計画に向けた考え方の整理、骨子案作成

- ① (1)を踏まえた次期計画の方針、計画目標、施策体系、重点事業・施策取組・指標、進行管理等の提案
- ② 検討資料作成

(3) 江東区環境審議会（4回程度）への運営協力

- ① 環境審議会の資料作成
- ② 環境審議会への出席、運営（議事進行等）
- ③ 議事録の作成、審議結果（報告書）の作成

(4) 庁内検討会（策定委員会、幹事会）への運営協力

- ① 会議の資料作成
- ② 改定委員会、幹事会への出席、運営（議事進行等）
- ③ 議事録の作成、審議結果（報告書）の作成
- ④ 庁内部署との調整支援
- (5) 江東区環境基本計画策定専門委員会（6回程度）への運営協力
 - ① 専門委員会の資料作成
 - ② 専門委員会への出席、運営（議事進行等）
 - ③ 議事録の作成、審議結果（報告書）の作成
- (6) 素案の作成に係る支援
 - ① (1)～(5)の内容を取りまとめ、素案を作成
 - ② 図や写真、イラスト、グラフなどを活用し、わかりやすいものとする
 - ③ 区民・事業者等が取り組む具体的な行動を提示する
- (7) 素案に対するパブリックコメントの実施に係る支援
 - ① パブリックコメントの実施に係る資料の作成
 - ② 意見等のとりまとめと回答案の作成
 - ③ 意見・課題等に基づく素案の修正
- (8) 計画案の作成
 - パブリックコメント及び各会議体における検討の結果を反映した計画案の作成
- (9) その他
 - 環境基本計画策定に必要と考えられる業務の提案と支援
- (10) 計画書の作成

本編及び計画の概要版を作成する。イラストや図等を使用し、誰にでもわかりやすい内容とする。

本編は600部、概要版は1000部を印刷し、区があらかじめ指定した日に納品する。

また、印刷の仕様は下記と同等とし、植物油インクを使用する。

- ① 本編 A4版 150ページ程度
 - ・紙質 表紙 A3 片面 アートポスト 125kg マットPP
 - 本文 A4 両面 再生上質紙 44.5kg
 - ・印刷方法 オフセット印刷、カラー印刷、無線とじ
- ② 概要版 A4版 8ページ程度
 - ・紙質 マットコート 70.5kg
 - ・印刷方法 オフセット印刷、カラー印刷、両観音折り
- ③ 電子データ一式（PDF形式／CD-ROM等）
 - 上記①、②のPDF形式の他、編集可能なオリジナルデータもあわせて納品すること
- ④ 冊子の作成にあたっては、本編及び概要版のいずれも、カーボン・オフセットを実施すること。印刷物が製造されてから廃棄されるまで、一連のライフサイクルにおけるCO₂排出量を算定し、それを相殺する。なお、CO₂排出量の算

出については、日本WPAが運用するP G G (Printing Goes Green) を使用し、完成した印刷物に表示すること。

◇「チーム江東・環境配慮推進計画」について

- (1) 計画策定にあたっての現状把握・分析と課題の抽出
 - ① 制度及び関連計画の整理
 - ・法令等の内容整理と動向把握
 - ・計画策定に盛り込むべき内容や視点の整理
 - ② 現状把握
 - ・区施設、区の事務事業におけるエネルギー使用量等の現状把握
- (2) 区の事務事業における温室効果ガス排出量の現状把握・推計
 - ① 温室効果ガス排出量の現況把握
 - ② 区の事務事業における二酸化炭素排出量について、BAUパターン及び対策パターンの作成
- (3) 計画（骨子案及び素案）作成に係る支援
 - ① 計画の方針・施策体系の策定
 - ② 主要施策、重点事業の立案
 - ③ 二酸化炭素排出削減量等の目標の設定
 - ④ 計画の推進・進行管理の設計
 - ⑤ 広報資料（ホームページ・広報掲載等）の作成
- (4) 江東区環境審議会・庁内検討会（委員会・幹事会）への運営協力
江東区環境基本計画と同様の対応
- (5) 計画書の作成

本編及び計画の概要版を作成する。

本編300部を印刷し、区があらかじめ指定した日に納品する。

また、印刷の仕様は下記と同等とし、植物油インク及びF S C認証材及び管理材料を使用すること。

 - ① 本編 A4版 70ページ程度
 - ・紙質 表紙 A3 片面 アートポスト 125kg マットPP
 - 本文 A4 両面 再生上質紙 44.5kg
 - ・印刷方法 オフセット印刷、全頁4色カラー印刷、無線とじ
 - ② 概要版 A4版 8ページ程度
 - ③ 電子データ一式（PDF形式／CD-ROM等）

上記①、②のPDF形式の他、編集可能なオリジナルデータもあわせて納品すること
 - ④ 冊子の作成にあたっては、カーボン・オフセットを実施すること。印刷物が製造されてから廃棄されるまで、一連のライフサイクルにおけるCO₂排出量を算定し、それを相殺する。なお、CO₂排出量の算出については、日本WPAが運用するP G G (Printing Goes Green) を使用し、完成した印刷物に表示する

こと。

- (6) 計画運用や目標（管理指標）に関わるデータ収集・解析に対する助言・支援
- (7) 省エネ法における「定期報告書」「中長期計画書」作成及び温対法における「地球温暖化対策報告書」作成に対する助言・支援

7 特記条項

個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」の取り決めによる。

8 支払方法

受託者は業務完了・検査の後、請求書を提出し、なお、支払方法は一括払いとし、委託者は請求書の受理後30日以内に代金を支払うものとする。

9 その他

- (1) 「6 委託業務内容」について、契約時の仕様書は、プロポーザル公募の企画提案に応じた内容を取り入れることができるものとする。
- (2) 受託者は、常に区担当者との連絡を密にし、業務の進捗に支障のないように注意すること。なお、打合せの内容については、受託者は毎回議事録を作成し、双方で共有すること。
- (3) 業務の履行に際しては十分な人員を配置し、スケジュールどおりに資料作成・報告・納品等を履行すること。
- (4) 本業務により知り得た情報は、無断で他の目的に使用、または公開しないこと。
- (5) 業務遂行上必要となる資料やデータ等の作成は受託者の責において行うものとするが、区が所有し使用可能な資料については、受託者に貸与する。貸与された資料は、業務完了時に区に返却すること。
- (6) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用してはならない。
- (7) 資料の収集等に要する費用及び会議出席等に係る旅費等、また成果物や印刷物の納品に係る経費等は、全て受託者の負担とする。
- (8) 業務完了後、受託者の責により成果物に誤りが発見された場合には、速やかに訂正し、その際に要する費用は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承認を得なければならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度、双方協議の上実施すること。

10 担当部署

江東区環境清掃部温暖化対策課
電話 03-3647-6124（直通）